

出前講座のご案内

消費生活相談員が皆さんの地域や団体の学習会などに出向いて、消費生活に関するくらしに役立つ情報をわかりやすく講義します。費用は無料です。ぜひ、ご利用ください。

【時 間】 15分～2時間まで

【テーマ例】

※終活セミナー

・今までの自分を見つめ直し、これからの人生を「より良くいきる」ためにエンディングノートの書き方、葬儀やお墓、墓じまい、遺言、相続などについて講義します。

※親子スマートフォン(パソコン)講座

・親子でスマートフォンなどのトラブルに遭わないために、家庭でのルール作りの方法、最近のトラブル事例、トラブルに巻き込まれてしまったときの対処法などについて講義します。

※賢い消費者になるために

・知っておきたい消費者知識についてや悪質商法に遭わないために相談事例をあげて講義します。

※インターネットトラブルの対策について

※クレジットカード時代の落とし穴について

※その他、「リアルな消費者情報(チラシ等)が欲しい。」「家族・ご近所に役立つ消費・犯罪防止情報が欲しい。」など講義内容は、ご相談いたします。

※随時お申込み受付中です。

●詳細はお気軽に下記までお問い合わせください。

富里市 市民経済環境部 商工観光課 商工振興班

☎ 0476-93-4942

富里市消費生活センター

☎0476-93-5348(相談専用)

場 所: 富里市役所 分庁舎2階(商工観光課隣り)

相談日: 月曜～金曜日(祝日・年末年始除く)

時 間: 9時30分～12時、13時～16時まで

《FAXによる相談受付について》

専用の相談受付用紙にてFAX後、センターから折り返しご連絡させていただきます。

FAX: 0476-93-2101

※FAXでは相談の受付のみとなっております。詳しくは相談窓口にお問合せください。

消費生活 センターだより

富里市消費生活センター
〒286-0292
富里市七栄652-1富里市役所分庁舎2階
電話 0476-93-5348
【第15号】 平成30年9月編集・発行



マスコットキャラクター
とみりん

消費生活センターでは、衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、専門の相談員が公正な立場で問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料で、秘密は厳守します。

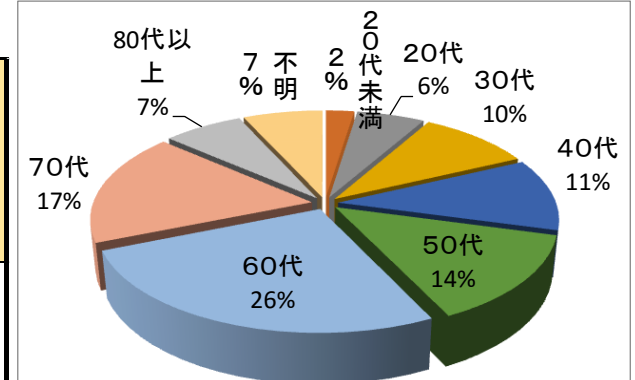
平成29年度 富里市消費生活相談の概要

▼相談総受付件数 456件 (前年度相談件数 355件)

※上記のうち、苦情・要望は411件、問合わせは45件でした。苦情・要望の状況は以下のとおりです。

▼年代別相談件数

20歳代未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	不明
10件	24件	40件	46件	56件	107件	72件	28件	28件



▼相談の多い商品・役務の主な相談内容及び件数

順位	分 類(主な具体的商品)	主な相談内容	29年度件数	28年度件数
1位	商品一般 (架空請求ハガキ・不用品買取等)	国の機関を名乗り、支払いされていない契約により訴訟が起こされたというハガキによる架空請求	94件	7件
2位	放送・コンテンツ (デジタルコンテンツ・アダルト情報・出会い系サイト・オンラインゲーム等)	有料サイトの料金未納とのメールによる架空請求・アダルトサイト・出会い系サイトなど	63件	87件
3位	戸建住宅 (住宅リフォーム・浄化槽装置・排水管工事)	住宅リフォーム、浄化槽設置、排水管工事、火災保険を使つての住宅リフォームなど	23件	21件
4位	インターネット通信サービス (光回線・プロバイダ・Wi-Fi契約)	安くなるからと光回線の電話勧誘を受けたがやめた	17件	15件
5位	融資サービス (住宅ローン・フリーローン等)	カードローンが払えない、多重債務の相談	16件	9件
	役務その他 (廃品回収サービス・結婚相手紹介サービス)	結婚相手紹介サービスの解約、結婚式場の解約	16件	13件

●今期の特徴・・・「架空請求ハガキ」に関する相談が爆発的に増加

今期は、60歳以上の方から、「身に覚えのないハガキが自宅に届いた。」という内容の相談が殺到しました。「架空請求」には、ハガキの他、電子メールによる手口もあります。現在もなお、相談が増加しており、今後も注意が必要です。

～身に見えない架空請求にご注意を！～

市内において、下記のような架空請求ハガキが多数送付されています。

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 訴訟管理番号(そ) 792

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 7月5日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-6912-

受付営業時間(日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客管理センター
〒100-8977 東京都千代田区霞が関

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号(か)1426

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年8月1日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関
お問合せ窓口 03-5728-
受付時間9:00~19:00

【事例】

・「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いた。
ハガキに記載のあった取り下げ窓口に電話をした。私が「総合消費料金は何か。」と尋ねたが、「答えられない。弁護士に相談せよ。」と言った。教えられた弁護士に相談すると、プリペイドカード(電子マネー)を30万円分購入し、券面の番号を教えるように言われた。後日、弁護士から「大変なことになっている。相手が裁判を取り下げないと言っている。未納金150万円だ。お金を準備できなければ、あなたの弁護はできない。」と言われた。この話は本当なのか？どうすればよいか？

【アドバイス】

- ・はがきに記載の電話番号に絶対に電話をしないでください。
- ・行政機関を装い、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえる」など法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載の連絡先に電話をかけさせようとするものです。
- ・連絡をすると弁護士と称する者等から多額の金銭を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- ・法務省が民事訴訟案件に関して消費者にハガキで連絡することはありません。



【事例】

・ある日、スマートフォンにメールがきた。「あなたの有料サイトの閲覧は、昨年1月に記録されています。3万円ですが、これまで料金未納です。延滞金を含めて、15万円です。コンビニで電子マネーを購入し、券面の番号を連絡してください。支払いがない場合は、法的手続きに入ります。」身に見えないため、記載の番号に連絡したほうがよいか？

【アドバイス】

- ・身に見えなければ絶対に電話をしないでください。
- ・実在の事業者名を語って本物だと思わせたり、法的措置を取るなどと記載したり、消費者の不安をあおるケースも見られます。連絡していまうと金銭を要求されるケースもあります。身に見えなければ絶対に電話をしないでください。

～架空請求メールの見分け方～

- ・全く身に見えない内容のメール
- ・携帯電話からのメール
- ・宛名がないメール
- ・抽象的な内容のメール



なにこれ？

終活セミナーを開催しました！

～より良く「いきる」より良く「おくる」 大切な人に想いを託す～

2月に開催した『富里市消費者フェスティバル』でのアンケート、「興味のあるテーマ」第1位になった「終活」について、セミナーを開催しました。全2回にわたるセミナーで、参加者は2講座とも36名、30歳代から80歳代の方まで幅広い年代の方が参加され、「自分らしく今を生きるために、これまでの人生を振り返り、これからの人生をどのような形にして生きていけばいいのか？」自分の人生をデザインするために真剣にセミナーを受講していました。

参加無料

終活

～より良く「いきる」より良く「おくる」～ 大切な人へ想いを託す

自分の人生に悔いのない最期を迎えたとき、「残された家族が困らないようにするため、どんなことが必要なのか」など、考えるきっかけになればと思っています。

11月21日(水) 10:00~12:00

- ①もしものときに必要な手続き(死後の手続き)
- ②お葬式やお墓を自分らしく(お葬式・埋葬から墓じまい)

場所：富里中央公民館2階研修室

定員：50名程度

申込方法：10月15日(月)から電話にて先着

申込先：商工観光課商工振興班 電話：93-4942

※筆記用具を持参してください

講師：横岡 宏志

富里市消費生活センター消費生活相談員

終活アドバイザー・消費生活アドバイザー

問合せ

富里市民経済環境部 商工観光課商工振興班

電話：93-4942



申込みを待ってるリン！



富里市消費生活センターマスコットキャラクター「とみりん」



♪♪みなさんの声♪♪

- ☆終活の全体像が見えて良かった。
- ☆墓じまいについて詳しく聞きたい。
- ☆エンディングノートの重要性が理解できた。
- ☆親族表が改めて確認できた。
- ☆終活準備のきっかけにしたい。
- ☆相続・遺言の話を詳しく聞きたい。



好評につき、第3回目開催決定！

(消費者庁イラスト集より)